

「東京都議会議員の政治倫理に関する条例（仮称）」（委員長提示の条例たたき台）に係る各会派の意見（第五回から第七回までの政治倫理条例検討委員会の議論）

委員長提示の条例たたき台	自民党の意見	都フアーストの意見	公明党の意見	日本共産党の意見	立憲民主党の意見	ミシンノ会議の意見
都民の負託を受けた東京都議会議員は、都民福祉の向上を通じて、都政の発展に力を尽くすことが求められている。 その責務を全うするためには、東京都議会議員としてふさわしい、深い識見と高い倫理観を持って政治活動に臨まなければならない。 ここに、東京都議会は、都民に対して、東京都議会議員の責務、遵守すべき政治倫理規程等を明らかにすることにより、確固たる政治倫理を確立することを法意し、本条例を制定する。 （目的） 第一条 この条例は、東京都議会（以下「議会」という。）における政治倫理確立のため、東京都議会議員（以下「議員」という。）の責務、遵守すべき政治倫理規程等を定めることにより、議会の秩序及び名誉を守り、都民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な都政の発展に寄与することを目的とする。 （責務） 第二章 議員は、都民の負託にこたえるため、絶えず都民全体の利益を擁護するよう行動しなければならない。 2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚するとともに、その言動が都民及び都政に与える影響に鑑み、自らを厳しく律することにより、都民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。 3 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を説明し、その責任を進而明確にする義務を負うものとする。	◎前文関係 ・第一条以下各条本文の検討を受けて、検討していくべき	◎前文関係 ・今回の政治資金規正法に関わる問題から本条例が定まられるに至った経緯を明確に記載するべき	◎前文関係 ・政治倫理の確立が必要であるという都議会としての決意を示す部分 ・経緯として政治資金の問題に触れる ・政治資金に対する都民の不信に応えるという法意を明示する ◎第一条関係 ・対象者を議員のみならず、知事を含めることも選択肢に入れるべき ・ただし、このことは条例の位置づけや審査会の構成、名称等に影響するため、合意が得られる範囲で結論を出すことが重要であると考え ・政治倫理の確立が必要である理由については、「都民の厳粛な信託に応えるため、職に基づく活動の名誉と秩序を守る」という視点から、責務や基準に関する規定を整備することが必要であると条文中に明示すべき ◎第二章関係 ・責務については、対象者が法令遵守に加え、高い倫理的義務を自覚し、自己規律・自己規制を実施することが求められる ・政治的・道義的批判を受けた場合には、事実説明と説明責任を果たすこと、審査会の求めに真摯かつ誠実に対応する義務を明記すべき ・「高い倫理観に立った自己規制」「批判を受けたときの自主的な説明と責任ある対応」「批判を招いた言動に対する審査会の求めへの誠実な対応」の三点の義務化	◎前文関係 ・なぜ政治倫理条例を都議会で検討・制定することになったのか、その経過を明記することが必要	◎前文関係 ・なぜ政治倫理条例が必要になったのか、すなわち政治と金の問題、都議会自民党による政治資金パーティーの裏金問題の発覚、現職議員の引責辞任など、都民の信頼が大きく損なわれたことを明記すべき ◎第一条関係 ・たたき台案の「清潔で民主的な都政の発展に寄与する」という点に評価 ◎第二章関係 ・さらに表現を明確にし、議員自らが説明責任を果たすべきことをより強く明記する必要がある	◎前文関係 ・なぜこの条例を作るのか、政治と金、裏金問題に起因する都民の不信に真正面から向き合い、再発防止に資する内容とするべき

委員長提示の条例たたき台		自民党の意見	都フアーストの意見	公明党の意見	日本共産党の意見	立憲民主党の意見	ミニハ会議の意見
(政治倫理規程) 第三条 議員は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、公職選挙法（昭和二十五年法律第四号）、政治資金規正法（昭和三十三年法律第一九四号）その他の法令等とともに、次に掲げる政治倫理規程を遵守して行動しなければならない。 一 議員の品位と名誉を損なう行為により、都民の議決に対する信頼を損ねてはならないこと。 二 その権限を濫用し又はその地位を不当に利用して、自己又は特定の者の利益を図ってはならないこと。 三 公正を疑われるような金品の授受を行ってはならないこと。 四 自己又は特定の者の利益を目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、特定の者に有利になるような働きかけをしてはならないこと。 五 道義的な批判を受けるような政治活動に関する者附を受けないこと。 六 議員の資金管理団体に、前号の寄附を受けさないこと。 七 国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む）の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による影響力を利用して、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。	◎第三条関係 ・「行為規範」と位置付けている自治体もあるが、たたき台案の通り、「政治倫理規程」とするのが適切	◎第三条関係 ・「議員の品位と名誉を損ねる行為」といった曖昧な表現については、より具体的に規定を明記するべき ・今回の都議会自由民主党における政治資金規正法違反の虚偽記載の問題の再発防止に向けては、左記のような規程を規定されたい (政治資金の適正管理) ・議員は、自らが代表、会計責任者または実質的に管理・関与する政治団体の政治資金について、すべての収入及び支出を、漏れなく、かつ真実に反しないよう記録し、法令に基づき報告しなければならない ・記録されず、政治資金収支報告書に記載されない金銭（いわゆる「裏金」）を保管、管理、又は支出してはならない ・議員は、収支報告書の収入及び支出の内容が、実際の資金の流れと合致するように、会計帳簿、領収書その他の資料を整備しなければならない ・帳簿と異なる実態（例：裏金で支出したが帳簿には記載がない等）を放置することは、政治倫理に反する行為とする (繰越金等の報告の厳格化) ・繰越金その他の期末残高を計上する場合、その原資を明確にし、裏付けとなる帳簿及び残高証明を保存しなければならない (説明責任) ・議員は、政治資金の管理・支出について、政治倫理審査会等から説明を求められた場合には、速やかに資料を提出し、誠実に説明を行わなければならない (刑事罰に至らない場合の政治的責任) ・政治資金規正法等に違反する疑いがある場合、または重大な疑念を都民に抱かせる行為があった場合は、たとえ、刑事責任が問われないとしても、都議会議員としての政治的・道義的責任を負うものとする	◎第三条関係 ・審査会が政治倫理違反を認定した場合には、対象者がその規程に違反したかを明確に整理し、評価を行ったうえで請求を行う必要がある ・政治倫理規程はできる限り具体的に定めるべき ・政治資金規正法の改正を見越して、第二項を設け、前倒りで遵守すべきことを明記することを検討すべき ・異議を招く恐れのある収入に関して自主的に納税義務を果たす旨の規定を盛り込むべき ・政治資金パーティーの対価について現金授受の原則禁止 ・資金管理団体の透明性をどう実現するかについて踏み込んだ記載が必要 ・ハラスメントの禁止を盛り込むべき ・各議員に対し、宣誓書又は誓約書の提出を求め、条例施行に対する自覚を促す	◎第三条関係 ・政治倫理規程の五について、これは道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと、六は、議員の資金管理団体に、前号の寄附を受けさせないこととなっているが、漠然としていて、これではあまりに不十分 ・再発防止はどうすればよいのか、きちんと議論して、成文化すべき ・例えば、「東京都議会は、企業・団体からの献金を禁止する」「都議会議員は政治資金パーティー券を企業・団体に販売しない」という内容の自主的な規制が必要である	◎第三条関係 ・最低限、政治資金パーティーの開催についての明確な規定を設けるべき		

委員長提示の条例たき台	自民党の意見	都フアーストの意見	公明党の意見	日本共産党の意見	立憲民主党の意見	ミミン会議の意見
(審査の請求) 第四条 議員は、法令等又は前条各号に掲げる政治倫理規程（以下単に「政治倫理規程」という。）のいずれかに反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員の定数の〇分の〇以上で、かつ、２以上の会派（所属議員が一人の場合を含む。）の議員の連署により東京都議会議長（以下「議長」という。）に審査を請求することができる。この場合において、審査の請求は、理由を明らかにした文書をもつて行うものとする。 (審査会の設置等) 第五条 議長は、前条に規定する審査の請求があつたときは、これを審査するため、議会運営委員会の意見を聴いて、議会に東京都議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 ２ 審査会は、委員〇人以内で組織する。 ３ 委員は、〇〇のうちから議長が指名する。 ４ 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。 ５ 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。 ６ 副委員長の数は、審査会がこれを定める。 ７ 第七条に規定するもののほか、審査会の運営に関し必要な事項を協議するため、審査会に打合会を置くことができる。 (委員長の職務代行) 第六条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。 ２ 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。		◎第四条関係 ・審査の請求は、議員定数の四分の一以上が適当 ・審査の請求は、議員だけで決めない ・都民からの請求を認めるべき ・例えば五十分の一など具体的な要件は今後の議論が必要 ◎第五条関係 ・議員だけで決めない ・審査会の委員に外部の民間有識者は一定数必要	◎第四条関係 ・審査の請求は、議員定数の三分の一以上が適当 ・複数会派からの請求が望ましい ・請求要件については、過度な負担を避けるため、署名人数要件を柔軟に設定することが望ましく、公正な審査ができる体制を構築すべき ・住民による請求制度も保障し、議会が速やかに対応する体制整備が重要 ◎第五条関係 ・審査会の委員に議員はなるべくではない ・学識経験者、弁護士、公認会計士等の専門家だけの審査会とするべき ・審査に際して、政治資金の収入の性質を正しく判断するためには、会計専門家を交えた審査体制とするべき ・審査会の人数は一桁以内が妥当 ・個人情報保護の観点から原則非公開として、審査結果については都民にわかりやすく公開 ・機動的に対応できるようにするため審査会は常設とするべき ・審査会の常設化を活かし、平時における通報や相談を受け付ける窓口を設置し、必要に応じて調査や審査請求へつなげる制度を整えるべき ◎第六条関係 ・正副委員長が欠位である場合の職務代行に関する規定であるが、有識者のみの審査会では、年長者に限定する必要はない ・職責に応じ、職務代行の順位を事前に決めておく	◎第四条関係 ・複数会派からの請求が望ましい ・都民による審査請求の保障が重要 ◎第五条関係 ・議員が入らない第三者委員会として常設設置することが重要 ・都議会の附属機関として設置		◎第五条関係 ・審査会は、第三者の専門家を含めた参考人の参加とともに、政治倫理の問題は全議員に関するものであるので、無所属も含め、すべての会派・議員の意向が反映できる団体とすべき

委員長提示の条例たたき台		自民党の意見	都フアーストの意見	公明党の意見	日本共産党の意見	立憲民主党の意見	ミシノ会議の意見
(審査会の運営) 第七条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。 一 審査会は、委員長が招集する。ただし、設置後最初に開かれる審査会は、議長が招集する。 二 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 三 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによろ。 四 審査会は、審査の請求をされた議員につき、法令等又は政治倫理規範のいずれかに反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合は、議長に対し公開の議場における陳謝の勧告を求める審査の結果を答申するものとする。 五 前二号の定めにかかわらず、審査会は、出席委員の三分の二以上の多数による賛成がある場合は、前号の審査の結果に代えて、出席若しくは参加の自粛の勧告、役職辞任の勧告又は議員辞職の勧告を求める審査の結果を答申することができる。 六 審査会は、前二号に定める審査の結果を答申しない場合で、審査の請求をされた議員の名誉を回復する必要があると認めるときは、議長に対し当該議員の名誉を回復するために必要と認める措置を講じよう求めるものとする。 七 審査会は、審査のため必要があるときは、議員、優れた識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。 八 審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があった場合は、出席し、誠実に答える義務を負う。 九 審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭又は文書により弁明することができる。		◎第七条関係 ・たたき台案は権限化されているので妥当である ・審査会の委員が、議員だけなのか、有識者だけなのかど、まだ構成が決まっていけないので、その点を踏まえて、どうしていくかを考える必要がある ・公開非公開の規定は、これでいいと思うが、対象事案は「政治と金」に限らないので事案により公開非公開のあり方は議論が必要	◎第七条関係 (委員長職について) ・委員長は互選により定め、民間有識者の就任を妨げない (勧告) ・出席委員の三分の二以上の多数による議決で、出席自粛勧告、役職辞職勧告、議員辞職勧告ができる (連座責任) ※ ・議員等の資金管理団体、後援会、秘書その他補助者が、政治資金に関して、次の各号の行為を行った場合には、議員本人もその責任を負うものとし、審査会は、出席委員の三分の二以上の多数による賛成がある場合は、必要に応じて辞職勧告を行うことができる 一 虚偽の収支報告、不記載、資金隠匿その他不正な処理を行ったとき 一 不正行為を防止するために必要な監督を怠ったと認められるとき 一 その他委員長が必要と認めたとき ※第三条「政治倫理規範」の条項に位置付けることもあわせて検討	◎第七条関係 ・原則非公開が妥当 ・審査会の内容を一部公開とすることについて委員の合意に基づき可能とする ・その場合の賛成の割合等は今後検討 ・事実確認を行う際の個人情報保護の観点、第三者が安心して審査できる環境を確保することが重要 ・特定事案の審査では、専門家の意見を聴取する柔軟な制度設計が求められる ・専門家をオブザーバー的に臨時委員として加えることが可能にし、必要に応じて議決権も付すべき ・議長に調査を求める仕組みや、議会運営委員会への報告、審査会の判断で請求可否を議会に促す手続きも、条例で明確にしていく ・平時の機能については、審査会が核となり、研修や注意喚起を定期的にを行うことを条例で明文化し、啓発活動に努めることが重要 ・平時と特定事案対応を区別して規定することで、制度全体の理解促進につながる ・審査結果の内容が政治倫理規範への抵触を否定する場合に、審査対象者は、議長に対して、本会議で自らの見解を陳述し、名誉を回復することができるといふ規定を設ける ・議長はこのような要求があった場合にはこれに応じなければならぬと定めておくべき	◎第七条関係 ・第七条の第一号から第三号までの事項は、全くレベルの違う、質的に異なる問題が同列に扱われている ・特に第四号から第六号までは、大事な重たい意味合いを持つので、それぞれ独立した条文とするべき		

委員長提示の条例たたき台	自民党の意見	都ファーストの意見	公明党の意見	日本共産党の意見	立憲民主党の意見	ミニ／会議の意見
十 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。 十一 審査会の会議は、これを公開する。ただし、打合会は非公開とする。 十二 前号本文の規定にかかわらず、審査会が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。 十三 審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 2 前項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、東京都議会委員会条例（昭和二年東京都条例第六一号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「委員会」とあるのは、「審査会」と読み替えるものとする。 （議長への報告） 第八条 委員長は、審査の結果について議長に報告するものとする。 （審査の結果の通知及び公表） 第九条 議長は、前条の審査の結果（以下「審査結果」という。）の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して審査結果を通知し、次条第一項の規定による意見書の提出の有無を確認の上、審査結果を公表しなければならない。	◎第八条、第十一條関係 ・たたき台案が、標準化されたものを先取りしているので、妥当であると思料		◎第八条関係 ・審査結果には、倫理規程への抵触の有無と根拠、抵触の程度などを明記する必要がある。 ・議会がどのような措置をとるべきか審査会としての考えを提示するべき ・審査結果は議長を通じて議会運営委員会に示し、議会運営委員会が本会議での取扱いを決定し、本会議での議決を経て措置を講じる ◎第九条関係及び第十條関係 ・審査会の結果がまとまった段階で対象者に通知を行い、対象者が自らの見解を陳述できるようにする必要がある。 ・意見書の提出を認め、公表も求めることができるようにするべき			

委員長提示の条例たたき台	自民党の意見	都ファーストの意見	公明党の意見	日本共産党の意見	立憲民主党の意見	ミライ会議の意見
(意見書の提出及び公表) 第十条 審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査結果について、議長に対し意見書を提出することができる。 2 議長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、審査結果の公表に当たり、意見書の全部又は概要を併せて公表するものとする。 (措置) 第十一条 議長は、審査結果の報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講じることができる。 2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。 (委任) 第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要事項は、議長が別に定める。	◎第十二条関係 ・たたき台案が妥当である	◎第十二条関係 ・細かい運用を規定する施行規則などについては、議長一任で決めるのではなく、議会運営委員会もしくは政治倫理審査会で検討し定められるべき ・「条例の施行に必要事項は、議会運営委員会が別に定める」もしくは「条例の施行に必要事項は、政治倫理審査会が別に定める」(審査会の委員が、第三者など有識者だけでなく、議員も選任される場合に限る) ◎附則関係 ・見直し条項を加えるべき ・「この条例は、施行後一年を目途として、必要に応じて見直しを行うものとする」	◎第十一条関係 ・措置の内容については、審査会が求める措置を具体的に例示すべき ・審査対象者に係る政治資金の取扱いについて、例えば収入が政治団体に計上されていても、審査の中でこの位置づけを個人の収入に変更して、自主的に納税するように求める勧告を行うことができる旨を規定する ◎附則関係 ・見直し規定については、任期中に一度は点検することを明記すべき ・新たな法改正や事案に対応できる柔軟な仕組みを条例に盛り込むべき ・初回の見直しは附則に、定期的な見直しは本則に記載することが妥当	◎附則関係 ・見直し規定を置くことは重要 ・ことも基本条例、手詰り条例などは三年での見直しが規定されている ・三年が適切かどうか皆で議論すべき ・都民の意見をきちんと聞く	◎附則関係 ・改選後一年以内などの期限を設け、見直し条項として規定すべき	
附 則 一 この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。 二 議会はこの条例の施行後、常に都民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。	◎附則関係 ・今期中に条例を制定していく ・必要最低限の要件を満たして、前に進めることが大切 ・見直すべき点があれば、付帯決議等で対応し、必要に応じて運用を調整していくスタンスが良い					